

新潟県共同募金会柏崎市共同募金委員会共同募金助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏崎市において社会福祉の増進に寄与することを目的に活動する団体等に対し、共同募金の助成を公正に行うため、助成の基準や手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体は、柏崎市内で社会福祉活動を行う団体であり、かつ柏崎市内に施設及び活動拠点がある別表1の団体とする。また、団体の会員数は5名以上とする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は柏崎市において社会福祉活動を推進するための次の事業とする。

- (1) 柏崎市社会福祉協議会が行う地域福祉推進事業
- (2) 柏崎市老人クラブ連合会が行う高齢者を対象とする事業
- (3) 福祉団体が行う会員の社会参加や、地域住民との交流を目的とした事業
- (4) 子ども・高齢者・障がい児者等を対象とする事業
- (5) 地域住民の生きがいをづくりのための事業
- (6) 福祉や地域課題へ関心を高める事業
- (7) 世代間の交流を促進する事業
- (8) 地域での具体的な課題の解決を図るための事業
- (9) 団体の備品を整備するための事業
- (10) 地域での防犯・防災に関する事業
- (11) 年末や新年を機会とする幅広い人々が参加する地域福祉活動
- (12) その他会長が必要と認めた事業

2 次に掲げるものは助成の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 国や地方自治体、民間団体からの補助金等を受けている事業

(助成金の額)

第4条 助成金の交付額は予算の範囲内において助成対象事業別に別表2のとおりとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の申請を希望する団体は、新潟県共同募金会及び柏崎市共同募金委員会が定める申請書(別記第1号様式)に必要な事項を記入し、柏崎市共同募金委員会へ期日までに、提出しなければならない。

2 助成金事業終了後は、事業が終了した後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに事業完了報告書(別記第2号様式)を本会会長に提出しなければならない。

(助成金の決定)

第6条 前条第1項の申請があった場合、柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行う。

2 助成金の決定は、助成決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(助成事業の変更及び中止)

第7条 助成申請団体は、助成決定後、やむを得ない事由により申請した事業の内容を変更及び中止しなければならないときは、変更及び中止の申請書（別記第3号様式）を会長に提出して、承認を得なければならない。

(助成金の返還)

第8条 助成を受けた団体が事業を中止又は交付条件に違反したときは、新潟県共同募金会又は柏崎市共同募金委員会は助成金の減額又は返還を命ずることが出来る。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

助成対象団体

	分類	団体名
1	柏崎市社会福祉協議会	
2	柏崎市老人クラブ連合会	
3	社会福祉法人・NPO法人	
4	福祉団体	柏崎市民生委員児童委員協議会
		柏崎市身体障害者福祉協会
		柏崎市手をつなぐ育成会
		柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会
		柏崎市肢体不自由児者父母の会
		柏崎市保護司会
		柏崎市精神障害者家族会
		視覚障害者福祉協会
	聴覚障害者協会	
5	ボランティア団体	
6	町内会	
7	各種団体	私立幼稚園・保育園、小学校、中学校
		高等学校、大学
		福祉活動を中心に行う団体

助成対象事業別助成金額

配分	分類	助成対象事業	対象団体	対象団体の要件	助成金額	助成要件	
A配分	安心・安全・地域の 支え合い支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯や見守り活動 ・地域での防災力向上に向けた活動 ・地域における福祉課題の解決のための活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会 ・町内会 ・ボランティア団体 ・社会福祉法人、NPO法人 		1事業200,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 	
B配分	社会福祉協議会が 実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市社会福祉協議会が行う地域福祉推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市社会福祉協議会 		助成率は事業費の90%以内で予算の範囲内。 (4,300,000円以内もしくは、B配分の助成総額の70%を超えない範囲とする。)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 ・共同募金の趣旨に賛同し、共同募金運動の積極的な広報や協力を資すること。 	
	老人クラブ連合会が 実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市老人クラブ連合会が行う高齢者を対象とする事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市老人クラブ連合会 		360,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 ・共同募金の趣旨に賛同し、共同募金運動の積極的な広報や協力を資すること。 	
	その他 団体が 実施する 事業	福祉団体 活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・会員の社会参加を目的とした事業 ・会員と地域住民との交流を目的とした事業 	以下の団体の内、申請希望のある団体 <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市民生児童委員協議会 ・柏崎市身体障害者福祉協会 ・柏崎市手をつなぐ育成会 ・柏崎市母子寡婦福祉やまゆり会 ・柏崎市肢体不自由児者父母の会 ・柏崎市保護司会 ・柏崎市精神障害者家族会 ・視覚障害者福祉協会 ・聴覚障害者協会 	柏崎市内に活動拠点がある障がい者、高齢者、児童、ひとり親家庭等の地域福祉の推進を主目的とした団体で、上部組織が新潟県及び全国を活動範囲としている団体	1団体50,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 ・共同募金の趣旨に賛同し、共同募金運動の積極的な広報や協力を資すること。
		地域福祉 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども、高齢者、障がい児等を対象とする事業 ・地域住民の生きがいづくりのための事業 ・福祉や地域課題へ関心を高める事業 ・世代間の交流を促進する事業 ・地域での具体的な課題の解決を図るための事業 その他、地域福祉を推進するため行う事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体 ・社会福祉法人 ・NPO法人 ・各種団体 (福祉活動を中心に行う団体) 		1団体50,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 ・共同募金の趣旨に賛同し、共同募金運動の積極的な広報や協力を資すること。 ・同一団体への助成申請は、連続3年を上限とする。
小地域福祉活動 支援事業		<ul style="list-style-type: none"> ・町内会が地域福祉の推進のために実施する事業。 ただし、町内において伝統的・恒常的に実施している事業 (さいの神、どんと焼き、夏祭り、納涼会、運動会、忘年会、新年会等)は、対象外とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会 				
	備品整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の備品を整備するための事業 ≪対象となる備品≫ <ul style="list-style-type: none"> ・1点10,000円以上のもので、5年以上維持管理できるもの ・原則団体が保有している施設において管理できるもの (市の建物・土地に備え付ける備品は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体 ・ボランティア団体 ・社会福祉法人 ・NPO法人 ・町内会 ・各種団体 (福祉活動を中心に行う団体) 	福祉団体活動支援事業の対象団体 地域福祉推進事業の対象団体 小地域福祉活動支援事業の対象団体	1団体100,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率は事業費の90%以内 ・共同募金の趣旨に賛同し、共同募金運動の積極的な広報や協力を資すること。 ・一度助成決定を受けた団体の再申請は、助成決定年から5年以上経過すること要する。 	
C配分	歳末 たすけあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・年末や新年を機会とする地域の幅広い人々が参加する地域福祉活動 ・地域の福祉ニーズをもつ方（世帯）への支援を実施するための事業 ・たすけあいによるセーフティネットの仕組みづくりを行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市社会福祉協議会 		助成率は事業費の90%以内で予算の範囲内。		

